

平成 2 7 年 第 2 回

三種町選挙管理委員会議案

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

日 時 平成 2 7 年 3 月 2 日 (月)

午前 9 時 0 0 分

場 所 三種町役場第 2 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 3 号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 4 号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 1 号 登録の移し替えをした者について
 - 報告第 2 号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第 3 号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第 5 号 選挙人名簿の移し替えの延期について（県議選）
 - 議案第 6 号 選挙時登録の名簿縦覧場所を定めることについて（県議選）
 - 議案第 7 号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（県議選）
 - 議案第 8 号 投票所を定めることについて（県議選）
 - 議案第 9 号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて（県議選）
 - 議案第10号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（県議選）
 - 議案第11号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（県議選）
 - 議案第12号 期日前投票管理者の選任について（県議選）
 - 議案第13号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（県議選）
 - 議案第14号 開票の日時及び場所を定めることについて（県議選）
 - 議案第15号 開票管理者及びその職務代理者の選任について（県議選）
 - 議案第16号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（県議選）
- 4 その他

議案第 3 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により、別紙の者を平成 27 年 3 月 2 日付けで選挙人名簿に登録する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 成人登録 | 平成 27 年 3 月 1 日までに満 20 歳に達する者
(生年月日：平成 6 年 12 月 16 日から平成 7 年 3 月 2 日まで)
男 9 人 女 16 人 小計 25 人 |
| 2 | 転入登録 | 平成 26 年 12 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者(3ヶ月経過者)
(転入日：平成 26 年 9 月 2 日から平成 26 年 12 月 1 日まで)
男 14 人 女 18 人 小計 32 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 23 人 女 34 人 合計 57 人 |

議案第 4 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 28 条の規定により、別紙の者を平成 27 年 3 月 2 日付けで選挙人名簿から抹消する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 死亡抹消者 | 平成 26 年 12 月 14 日から平成 27 年 3 月 1 日までの死亡者（届出のあった者） |
| | | 男 43 人 女 33 人 小計 76 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 平成 26 年 11 月 1 日以前に三種町から転出した者
（転出日：平成 26 年 8 月 14 日から平成 26 年 11 月 1 日まで） |
| | | 男 32 人 女 15 人 小計 47 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 75 人 女 48 人 合計 123 人 |

報告第 1 号

登録の移し替えをした者について

平成 2 7 年 3 月 2 日付けの定時登録に係る登録の移し替えをした者は、別紙のとおりである。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

(平成 2 6 年 1 1 月 2 2 日から平成 2 7 年 3 月 1 日までの町内転居により投票区の移し替えをした者)

男	9 人	女	2 0 人	合計	2 9 人
---	-----	---	-------	----	-------

報告第2号

選挙権を有する者の50分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は317である。

平成27年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

参 考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第 3 号

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項及び第 8 1 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 5, 2 7 0 である。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

参 考

第 7 6 条第 1 項	議会の解散請求
第 8 0 条第 1 項	議員の解職請求
第 8 1 条第 1 項	長の解職請求
地教組第 8 条第 1 項	教育委員の解職請求

議案第 5 号

選挙人名簿の移し替えの延期について（県議選）

公職選挙法施行令第 17 条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移し替えを延期する期間を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

移し替えを延期する期間

平成 27 年 3 月 24 日から平成 27 年 4 月 12 日まで

議案第 6 号

選挙時登録の名簿縦覧場所を定めることについて（県議選）

平成 27 年 4 月 12 日執行の秋田県議会議員一般選挙において、公職選挙法第 23 条第 1 項の規定により、選挙人名簿に登録した者の氏名等を縦覧に供する場所を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

縦覧の場所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室
（縦覧期間 平成 27 年 4 月 3 日（金） 1 日間）

議案第 7 号

ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（県議選）

平成 27 年 4 月 12 日執行の秋田県議会議員一般選挙における公職選挙法第 144 条の 2 の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

琴丘地区 49 箇所

山本地区 63 箇所

八竜地区 46 箇所 計 158 箇所

設置箇所は別紙のとおり

議案第 8 号

投票所を定めることについて（県議選）

平成 27 年 4 月 12 日執行の秋田県議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

投票区	投 票 所	所 在 地
鯉 川	旧鯉川小学校	三種町鯉川字片平 34 番地
鹿渡南	琴丘保育園	三種町鹿渡字東小瀬川 43 番地 1
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 29 番地 3
新屋敷	新屋敷集会所	三種町鹿渡字寺後 170 番地
落 合	旧上岩川小学校	三種町上岩川字柏木岱 40 番地
勝 平	勝平地区集会所	三種町上岩川字勝平 63 番地 3
大 町	山本公民館	三種町森岳字町尻 27 番地 1
林 崎	林崎自治会館	三種町森岳字東囲 151 番地
木戸沢	山本ふるさと文化館	三種町森岳字東堤沢 72 番地 44
長 面	すいらんの館	三種町下岩川字長面谷地 39 番地 2
達 子	達子集落生活改善センター	三種町下岩川字達子 170 番地 1
金光寺	金陵の館	三種町豊岡金田字金光寺 4 番地 1
豊 岡	豊岡公民館	三種町豊岡金田字豊岡 91 番地 1
北金岡	中嶋ふれあいセンター	三種町外岡字中嶋 4 番地 1
川 尻	川尻自治会館	三種町川尻字東大堤下 74 番地
鵜 川	鵜川地区館	三種町鵜川字西鵜川 85 番地
大 曲	大曲コミュニティセンター	三種町鵜川字大曲 117 番地
浜 田	浜口地区館	三種町浜田字福沢 57 番地
大 口	大口公民館	三種町大口字大口 45 番地
釜 谷	釜谷公民館	三種町大口字釜谷 18 番地
芦 崎	せいぶ館	三種町芦崎字芦崎 485 番地

議案第 9 号

投票所の閉鎖時刻を定めることについて（県議選）

公職選挙法第 40 条第 1 項の規定により、平成 27 年 4 月 12 日執行の秋田県議会議員一般選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

投票区	投 票 所	閉 鎖 時 刻
落 合	旧上岩川小学校	午後 6 時とし、閉鎖時刻を 2 時間繰り上げる。
勝 平	勝平地区集会所	

投票区	投 票 所	閉 鎖 時 刻
鯉 川	旧鯉川小学校	午後 7 時までとし、閉鎖時刻を 1 時間繰り上げる。
鹿渡南	琴丘保育園	
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	
新屋敷	新屋敷集会所	
大 町	山本公民館	
林 崎	林崎自治会館	
木戸沢	山本ふるさと文化館	
長 面	すいらんの館	
達 子	達子集落生活改善センター	
金光寺	金陵の館	
豊 岡	豊岡公民館	
北金岡	中嶋ふれあいセンター	
川 尻	川尻自治会館	
鵜 川	鵜川地区館	
大 曲	大曲コミュニティセンター	
浜 田	浜口地区館	
大 口	大口公民館	
釜 谷	釜谷公民館	
芦 崎	せいぶ館	

議案第 10 号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（県議選）

平成 27 年 4 月 12 日執行の秋田県議会議員一般選挙における公職選挙法第 175 条第 3 項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

日 時 平成 27 年 4 月 3 日（金） 午後 5 時 30 分から

場 所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

議案第 1 1 号

期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（県議選）

平成 2 7 年 4 月 1 2 日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

1 期日前投票を行う場所及び期間

（１）三種町鹿渡字東二本柳 2 9 番地 3 琴丘地域拠点センター

期間 平成 2 7 年 4 月 4 日から平成 2 7 年 4 月 1 1 日まで

（２）三種町豊岡金田字森沢 1 番地 2 山本総合支所

期間 平成 2 7 年 4 月 4 日から平成 2 7 年 4 月 1 1 日まで

（３）三種町鵜川字西本田 2 番地 八竜農村環境改善センター

期間 平成 2 7 年 4 月 4 日から平成 2 7 年 4 月 1 1 日まで

投票時間 いずれも午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

期間 平成 2 7 年 4 月 4 日から平成 2 7 年 4 月 1 1 日まで

時間 午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで

議案第 12 号

期日前投票管理者の選任について（県議選）

平成 27 年 4 月 12 日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者を次のとおり選任する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

1 琴丘地域拠点センター期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
平成 27 年 4 月 4 日から 平成 27 年 4 月 11 日まで	(省略)	

2 山本総合支所期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
平成 27 年 4 月 4 日から 平成 27 年 4 月 11 日まで	(省略)	

3 八竜農村環境改善センター期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
平成 27 年 4 月 4 日から 平成 27 年 4 月 11 日まで	(省略)	

議案第 13 号

不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（県議選）

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 4 項の規定により、平成 27 年 4 月 12 日執行の秋田県議会議員一般選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

郵便により発送できる日 平成 27 年 4 月 2 日（木）

議案第 14 号

開票の日時及び場所を定めることについて（県議選）

平成 27 年 4 月 12 日執行の秋田県議会議員一般選挙における三種町開票区
の開票の日時及び場所を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

日 時 平成 27 年 4 月 12 日（日） 午後 8 時開始

場 所 三種町鵜川字西本田 2 番地 三種町八竜体育館

議案第 15 号

開票管理者及びその職務代理者の選任について（県議選）

平成 27 年 4 月 12 日執行の秋田県議会議員一般選挙における三種町開票区
の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

開票管理者	住 所	三種町下岩川字小町川向 29 番地 3
	氏 名	近 藤 範 夫

職務代理者	住 所	三種町外岡字逆川 56 番地 3
	氏 名	田 村 明

議案第 16 号

開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて
(県議選)

平成 27 年 4 月 12 日執行の秋田県議会議員一般選挙における公職選挙法第
62 条第 2 項及び第 4 項の規定によるくじを行うべき日時及び場所を次のとお
り定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

日 時 平成 27 年 4 月 9 日 (木) 午後 5 時 30 分

場 所 三種町鶴川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

【今後の日程について】

3月30日（月） 秋田県議会議員一般選挙投票所入場券発送（予定）

31日（火） 農業委員会委員選挙人名簿確定

4月 2日（木） 第3回選挙管理委員会（選挙時登録、県議選関連）
午前9時 第2会議室

3日（金） 秋田県議会議員一般選挙 告示日

任期満了日 平成27年4月29日 能代市山本郡選挙区 定数4人

4日（土）～11日（土） 期日前投票・不在者投票

6日（月） 選挙公報発送（予定）

9日（木） 開票立会人届出期限・くじ
届出期限 午後5時 くじ 午後5時30分（第2会議室）

11日（土） 第4回選挙管理委員会（抹消登録）
午前10時 第2会議室

12日（日） 秋田県議会議員一般選挙 投・開票日
投票 午前7時～午後7時（勝平・落合は午後6時まで）
開票 午後8時開始 三種町八竜体育館
※委員長は午前8時30分、委員の方は午後1時より従事。

6月 2日（火） 第5回選挙管理委員会（定時登録）
午前9時 第3会議室